

すっかり寒くなってきました。冬本番を迎えみなさんも除雪に苦労されていることと思います。今月から情報プラザといずみの情報を統合するなど、誌面を大幅にリニューアルしました。見やすい誌面を心がけていますがお気づきの点がございましたらご意見をお寄せください。

☎ 0164-62-1211(代表)

🌐 <http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>

✉ seisaku@town.haboro.hokkaido.jp

消防署からのお知らせ

携帯電話からの119番通報

従来、携帯電話からの119番通報は、稚内消防署が代表で受信し羽幌消防署へ転送されていましたが、平成18年3月1日から羽幌消防署が直接受信する方式に変更することになりました。羽幌以外の北留萌消防組合管内の支署については、羽幌消防署が代表で受信し各支署へ転送します。

携帯電話から通報する場合の注意事項

- 通報(発生)している場所の住所や、地名、目標物などを知らせる。
- 事故(火災・救急・救助)の内容を具体的に知らせる。
- 車から通報するときは、停車させてから通報する。
- 電話を切った後も、問い合わせのため消防署から呼び出す場合もありますので、通報後も電源を入れたままにしておいてください。
- 119番は緊急電話です。災害現場などの問い合わせには絶対に使用しないでください。問い合わせは下記の代表番号までお願いします。

お問い合わせ

北留萌消防組合羽幌消防署 ☎ 62-1246



冬期間焼死者事故防止運動実施中！ 2月15日から24日まで

冬期間は、落雪などで燃料タンクやプロパンガスの配管が破損しないようにし、非常口・避難口を二方向確保するために出入り口の除雪をしてください。また、ストーブやコンロの周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

お年寄りとはとっさの行動が思うようにとりにくくなります。居室・寝室は避難しやすい場所にしましょう。外出するときは必ず火の元を確かめましょう。

お知らせ

屋根から落ちる雪や氷にお気をつけください

毎年、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり死亡する事故が多発しており、道内では過去5年間で死者15名、負傷者64名、合計79名の多きにわたって発生しています。毎日の雪投げなどで大変苦労されていると思いますが、事故をなくすため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

雪止めを付けましょう

雪のすべり止めがついてあっても、強さが足りなかったり、針金などがさび付いて古くなったりして、こわれ落ちることもありますので、必ず点検して、悪いところがあれば、早めに修繕をしてください。

雪おろしを早めに

屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇し、特に、マイナス3度からプラス3度位になったときが、一番落ちやすい状態となっています。早めに雪、氷、つららを屋根からおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに注意してください。また、必ず命綱をつけてください。

道路に雪を出さないで

屋根から落ちた雪、氷、つらら、家屋敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の運行に支障となりますので、道路外に運搬してください。

歩行者・保護者のみなさんへお願い

家屋の軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは、十分注意してください。小さいお子さんは、歩道で遊ばせないようにしてください。



☎ 気象台一口メモ

テーマ「風雪・暴風雪」

前回は「大雪」についてでしたが、今回は「風雪・暴風雪」についてのお話です。

「大雪注意報・警報」は、降雪量によって発表するというお話をしましたが、今回の「風雪・暴風雪」は風の強さと降雪に関係があります。風雪注意報は、上川地方で10m/s以上、留萌地方では陸上で11m/s以上、海上で15m/s以上の風が吹き、降雪により見通しが数百m以下となる場合に発表します。

暴風雪警報は、上川地方で16m/s以上、留萌地方では陸上で18m/s以上、海上で25m/s以上の風が吹き、雪により見通しが数百m以下となる場合に発表して、吹雪や吹き溜まりによる交通障害等の注意や警戒を呼びかけます。注意報や警報などの気象情報は、テレビやラジオのほか、インターネットのホームページでもご覧になれます。



ホームページアドレス

<http://sapporojma.go.jp/ah/asahika/web/asa-index.html>

お問い合わせ

旭川地方気象台防災業務課 ☎ 0166-32-7102

☎ 申告書は自分で書いてお早めに

所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は3月15日(水)、消費税の確定申告の相談及び申告書の受付は3月31日(金)までです。期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告書は「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

なお、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。



お問い合わせ

留萌税務署個人課税部門 ☎ 0164-42-0663

☎ スキー場の開設時間が変わります

3月からスキー場の開設時間が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

月曜日	休場
火曜日	午後6:00～午後8:30
水曜日	休場
木曜日	午後6:00～午後8:30
金曜日	午後6:00～午後8:30
土曜日	午後1:00～午後5:00 午後6:00～午後8:30
日曜日	午後1:00～午後5:00

3月5日(日)は午前10時からとなります。

スキー大会開催のためコースに一部制限があります。



お問い合わせ 社会教育課体育振興係
羽幌町総合体育館内 ☎ 62-6030

☎ 野犬掃とうを実施します

羽幌町では「羽幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、離島地区を除く羽幌町全域で野犬掃とうを実施します。野犬と間違えられないよう必ず犬に首輪をつけ、ロープや鎖などでつないでください。

野犬掃とう期間 3月1日(水)～3月31日(金)



飼い犬がいなくなった時は、役場で犬を保護していることがありますので、町民課環境衛生係までご連絡ください。また、犬の飼主は所有者がわかるよう首輪に「鑑札(登録番号入り:丸型)もしくは「狂犬病予防注射済票(角型)をつけてください。

町外の診療所等で狂犬病予防注射をされた方は、「狂犬病予防注射済票」の交付が必要となりますので、必ず役場までご連絡ください。料金は550円です。

お問い合わせ

町民課環境衛生係 ☎ 62-1211(内線106)

募集



羽幌町奨学金貸付希望者の募集

町内在住の学生で、優秀な資質を有しながら経済的理由によって修学が困難な方に対して、修学に必要な資金の一部を貸付します。

貸与された奨学金は、卒業後返還することになりますが、返還金は後輩の奨学金として再び活用する仕組みになっています。

奨学金の対象となる方は次のとおりです。

■ 大学・短大・高等専門学校(5年制)に在籍する方。(予定者を含む)

稚内高等学校・美瑛聖華高等学校などの5年一貫教育を行う学校も含む。(4年生以上が対象)

■ 学資を主に負担する者が羽幌町に2年以上住所を有すること。

■ 学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

■ 経済的な理由により、修学が困難な方。

募集期間 3月10日(金)まで

募集人数 若干名

申請書類

- ① 奨学基金貸付申請書(教育委員会に備えてあります)
- ② 奨学生推薦書
- ③ 成績証明書
- ④ 所得証明書もしくは源泉徴収票(生計を同一にする者で収入のあるものすべて。平成17年分)

貸付金額 月額 20,000円

貸付の条件 無利子

貸付期間 貸付を決定した月から最短修業年限の終月まで

償還方法 卒業して6ヵ月後から5年以内で返還していただきます。月払い、半年払い、1年払いがあり、返還誓約書提出時に選びます。

猶予・免除 特別の事由により償還が困難になったときは、申請により一定期間返還が猶予されます。また、死亡または病気などで返還できなくなったときは、申請により状況に応じて全部または一部の返還が免除されます。

申込・お問い合わせ

羽幌町教育委員会学校管理課 ☎ 62-1211(内線412)



介護用品と介護慰労金が廃止になります

「家族介護用品(おむつ代等)支給事業」及び「家族介護慰労金支給事業」を今年度をもって廃止します。

「家族介護用品(おむつ代等)支給事業」及び「家族介護慰労金支給事業」については、国の制度に準じ一部町単独での事業を含め、平成12年度より実施してきましたが、介護保険法の改正により国の制度が廃止されることから、今年度をもって「介護用品」及び「介護慰労金」の支給を廃止することとしましたのでお知らせいたします。

家族介護用品(おむつ代等)支給事業とは

要介護3以上の認定を受けた方が、在宅で紙おむつなどの介護用品が必要な場合、介護している同居家族に対し、その介護用品の購入について助成する事業です。(要介護度及び住民税の課税状況により支給方法等が異なります。)

家族介護慰労金支給事業とは

住民税非課税世帯に属する要介護4以上で、介護保険のサービスを過去1年間受けなかった者を介護している同居家族に対し、慰労金を支給する事業です。

お問い合わせ 福祉課介護保険係

すこやか健康センター内 ☎ 62-6020



冬道の違法・迷惑駐車はやめましょう

道路を狭くし交通の流れを乱します

たった1台の違法駐車車両のために交通の流れが乱され、スムーズな走行ができなくなることがあります。

追突や交差点での事故のきっかけをつくります

違法駐車車両が列になっている道路ではそこに注意が奪われるため、追突や交差点での右左折時の事故を誘発します。

緊急車両の通行を妨げます

狭い道路などでは違法駐車車両が他の車を通行不能にしたり、時には消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命が失われることもあります。

歩行者事故、車両単独事故の原因になります

住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前直後からの横断による歩行者事故や、夜に二輪車が駐車車両に気づかずに衝突するなど交通事故の原因にもなります。

除排雪作業などの障害に

違法駐車車両が除雪車の進行や、除排雪作業の妨げとなり、地域に大きな迷惑をかけることとなります。



着物着付サークル会員募集

美しいきこなし、着物を自分で着る楽しみをしてみたいかがでしょうか。4月からの新会員を募集しています。

日時 第1、第3月曜日 午後7:00～午後9:00
会場 中央公民館 3階和室
講師 伊藤 一子 氏



申込・お問い合わせ 堀川理知子 ☎ 62-1127



羽幌町郷土資料館嘱託職員の募集

募集人数 1名
勤務場所 羽幌町郷土資料館(羽幌町南町20番地)
勤務内容 郷土資料館の管理・運営等に関すること
来館者に対する受付、簡単な案内、展示品の維持管理、入館料の徴収・管理、館内及び敷地内の巡視点検作業など

資格要件
・町内在住の明るく健康で労働意欲のある方
・平成18年4月1日現在、65歳以下の方
・普通自動車免許所持者

勤務時間 午前10:00～午後4:00(1時間休憩)
月曜日は休日(月曜日が休館日。但し月曜が祭日の時は火曜日が休館日)

雇用期間 平成18年4月1日～平成18年10月31日
1年毎に更新する

報酬 月額 114,600円
保険等 社会保険等の加入有り
応募方法

市販の履歴書(顔写真貼付)に必要事項を記入のうえ、平成18年3月6日(必着)で社会教育課社会教育係にお申し込みください。

選考方法
一次選考：履歴書による書類選考
二次選考：一次選考合格者のみ面接を実施する。
面接実施日 3月14日(火) 午後1:30から
会場 中央公民館 第3研修室



申込・お問い合わせ
社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880



中央公民館嘱託職員の募集

募集人数 1名
勤務場所 羽幌町立中央公民館(南6条2丁目)
勤務内容

- ・公民館の管理・運営等に関すること
- ・公民館施設の維持・管理に関すること
- ・その他、公民館長の指示すること

資格要件
・町内在住の明るく健康で労働意欲のある方
・平成18年4月1日現在、65歳以下の方
・普通自動車免許所持者
・ボイラー、電気、機械に詳しい方が望ましい

勤務時間 午前10:00～午後5:00(1時間休憩)
土日曜日、祝祭日は休日

雇用期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日
1年毎に更新する

報酬 月額 111,500円
保険等 社会保険等の加入有り

応募方法
市販の履歴書(顔写真貼付)に必要事項を記入のうえ、平成18年3月1日(必着)で社会教育課公民館事業係にお申し込みください。

選考方法
一次選考：履歴書による書類選考
二次選考：一次選考合格者のみ面接を実施する。
面接実施日 3月10日(金) 午前10:00から
会場 中央公民館 第3研修室

申込・お問い合わせ
社会教育課公民館事業係 ☎ 62-1178



いちい大学学生募集

生きがいを感じ、学びながら楽しい大学生活が体験できます。お一人でも、お友達同志でも申し込んでみませんか。

対象者 町内の60歳以上の方
授業料 無料(ただし、学生自治会費、クラブ活動費、特別活動費等に若干経費を要します)
申込期限 3月31日(金)まで



申込・お問い合わせ
社会教育課公民館事業係 ☎ 62-1178



3月の定例相談

年金相談

年金の加入状況の確認、納付書や年金手帳の再発行依頼など年金に係る相談を受け付けています。

請求の際には、印鑑や通帳等必要なものがありますので、事前にお問い合わせすることをおすすめします。

日時 3月9日(木) 午後1:00～午後5:00
3月10日(金) 午前9:00～午後0:00

会場 役場幹部会議室

お問い合わせ 留萌社会保険事務所 ☎ 0164-43-7211

行政相談

行政に関することでわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

- ・苦情がある、困っていることがある。
- ・苦情を申し出たが、説明などに納得がいかない。
- ・困っていることなどについて、どこに相談してよいかわからない。

日時 3月14日(火) 午前9:00～午後0:00

会場 役場相談室

行政相談員 弓庭 登 氏

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線104)

心配ごと相談

住民のみなさんの心配ごとへの対応として、心配ごと相談所を毎月1回開催しています。

日時 3月20日(月) 午後1:30～午後4:00

会場 勤労青少年ホーム

お問い合わせ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311



健康相談

保健師と栄養士による健康相談を行っています。町内在住の方なら誰でも利用できます。毎回体重・体脂肪測定、血圧測定、健康の話、軽い運動をしています。健康手帳をお持ちの方は、ご持参ください。

月日 3月22日(水)

会場 川北老人福祉センター (午前10:00～午前11:30)
すこやか健康センター (午後1:00～午後3:00)

お問い合わせ 福祉課保健係

すこやか健康センター 内 ☎ 69-6020

イベント・行事



児童生徒絵画・ポスター展入賞作品合同展

町内の幼児から高校生までが今年度、全道・全国の子どもの作品展に応募し、入賞した絵画及びポスターを一堂に展示します。

子どもたちの1年間の成果を是非ご覧ください。

期間 2月27日(月)～3月5日(日)

会場 中央公民館展示ロビー



羽幌町女性教養講座並びに女性の集い

心ゆたかな生きがいに満ちた生活を営むため、女性自ら教養を高めることを目的に毎年開催しています。女性団体関係者ばかりではなく、一般の方やガーデニングに興味のある方は、是非ご参加ください。

日時 3月11日(土) 午後1:00

会場 中央公民館 小ホール

内容 ガーデニング講座

講師 コテージガーデン代表取締役 梅木 あゆみ 氏

参加料 無料

定員 50名程度

主催 羽幌町女性団体連絡協議会

申込・お問い合わせ

社会教育課公民館事業係 ☎ 62-1178



相談



人権擁護委員に相談を

人権擁護委員による「人権相談所」を開設します。相談は無料で秘密は守られます。

人権問題、家庭問題や金銭貸借のトラブルなど、お気軽にご相談ください。

日時 3月8日(水) 午後1:00～午後3:00

会場 役場第2会議室

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線104)



3月の保健カレンダー

3歳児健診

身体計測や小児科医師の診察、歯科検診、発達育児の相談におこなえます。

日時 3月2日(木) 午後1:30から受付

1歳6ヵ月児健診

身体計測や小児科医師の診察、歯科検診、発達や育児の相談におこなえます。全員にハブラシのプレゼントがあります。

日時 3月16日(木) 午後1:30から受付

乳児健診(4ヵ月・9ヵ月健診)

身体計測や小児科医師の診察、歯科検診、発達や育児の相談におこなえます。9ヵ月のお子さんにはブックスタートとして絵本のプレゼントがあります。

日時 3月23日(木) 午後2:00から受付

莓くらぶ(育児教室)

1歳6ヵ月児健診を終了し2歳前後までのお子さんを対象に、親子で色々な遊びにチャレンジしています。

日時 3月6日(月)・3月23日(木) 午前9:45～午前11:30

あいあいサークル(乳幼児育児相談)

月の前半は0歳児さん、後半は1歳児さんがお母さんと一緒に遊びを通して体力づくりをしています。初めて参加される方は健康センターまでご連絡ください。

日時 3月14日(火)・3月28日(火) 午前9:45～午前11:15

住民健診市街地区結果説明会

健診は受けるだけで終わらず、その結果を通じて生活を振り返り健康の保持・増進に活かすことが大切です。

日時 3月8日(水) 午前9:30から
3月9日(木)・3月10日(金) 午前9:30から

- いずれも会場はすこやか健康センターとなっています。対象となる方には日にちが近づいたらお手紙でご連絡いたします。

お問い合わせ先 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020



法律相談を開催します

法律が関わる心配ごとや悩みごとなどにおこなえます。相談は無料ですのでご希望の方は福祉課までお申し込みください。

日時 3月15日(水) 午後1:00～午後5:00

会場 中央公民館 第1研修室

相談員 窪田法律事務所 弁護士 窪田 もとむ 氏

対象 羽幌町に居住されている方

申込・お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線123)

健康



温泉活用健康増進事業

テーマ「生活習慣病の健康法」

外出する機会の少ない高齢者のための健康教室で、今回は町の保健師による「生活習慣病に対する健康法」と題し講話と健康相談を行います。気軽に楽しみながらできますので多数の参加をお待ちしています。



日時 3月28日(火) 午後1:30から

会場 はぼろ温泉サンセットプラザ

参加料 入浴料 550円(回数券・割引券使用可)

対象者 65歳以上で温泉入浴に支障の無い方

申込期限 3月20日(月)まで

申込・お問い合わせ先 福祉課保健係

すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

バスを無料運行します

(1:00) 栄町南団地バス停前

(1:03) 栄町団地バス停前(旧道立病院前)

(1:06) 東出商店前

(1:10) 道新羽幌支局前

(1:13) 沿岸バス羽幌ターミナル前(旧駅)

(1:16) 喫茶店イフ前

(1:20) 朝日生命前